

# 平成29年度 岩手県医師国民健康保険組合の保険料額表

第1種組合員	平成29年度 月額		+	介護納付金賦課額 ※2 (40歳以上65歳未満の方)	
	基礎賦課額平等割額	25,000 円			4,600 円
	基礎賦課額所得割額 ※1	(前年度課税標準額の) 1000分の4÷12			
	後期高齢者支援金等賦課額	4,300 円			
<b>保険料額合計</b>	<b>29,300円+所得割</b>				

第1種家族	平成29年度 月額		+	介護納付金賦課額 ※2 (40歳以上65歳未満の方)	
	基礎賦課額均等割額	10,500 円			4,600 円
	後期高齢者支援金等賦課額	4,300 円			
<b>保険料額合計</b>	<b>14,800 円</b>				

第2種組合員	平成29年度 月額		+	介護納付金賦課額 ※2 (40歳以上65歳未満の方)	
	基礎賦課額平等割額	13,000 円			4,600 円
	後期高齢者支援金等賦課額	4,300 円			
<b>保険料額合計</b>	<b>17,300 円</b>				

第2種家族	平成29年度 月額		+	介護納付金賦課額 ※2 (40歳以上65歳未満の方)	
	基礎賦課額均等割額	3,000 円			4,600 円
	後期高齢者支援金等賦課額	4,300 円			
<b>保険料額合計</b>	<b>7,300 円</b>				

後期高齢者組合員基礎賦課額 (75歳以上の組合員)	平成29年度 月額
	4,500 円

- ※1 平成28年度の第1種組合員の所得割額は前年度における住民税の課税標準額に1,000分の4を乗じ、12で除して得た額。ただし、課税標準額が8,000万円を超える場合は8,000万円とし、算出額の100円未満は切り捨てます。(月最高額 26,600円。)
- ※2 介護納付金賦課額は、介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)に賦課されます。65歳以上の介護保険第1号被保険者は市町村に直接納付となります。

岩手県医師国民健康保険組合

TEL 019-652-5587 FAX 019-652-5589  
 URL <http://www.iwate-ishikokuho.or.jp> Mail [info@iwate-ishikokuho.or.jp](mailto:info@iwate-ishikokuho.or.jp)